

# 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

## 学生の皆さまへ

- ・マイナンバーは皆さまを含めて、日本国内に住所を有する全ての方に通知されます。
- ・マイナンバーの通知カードは、10月5日時点の住民票の住所に送付されるため、学生寮等に現在居住しているものの、引き続き保護者等が居住する住所に住民登録をされている方は、通知カードが保護者等が居住する住所に送付されますので、ご注意ください。
- ・市区町村等への申請により、無償で取得できる「個人番号カード」は、マイナンバーの利用に当たって、本人確認の証明書として利用できます。
- ・学生の皆さまも平成28年1月からのアルバイト等の採用に当たってマイナンバーの提示を求められることがあります。また、日本学生支援機構の奨学金の貸与についても、平成29年4月以降、マイナンバーの提示を求められることとなりますので、必ずマイナンバーの通知カードを受け取るようにしてください。

(通知カードはおおむね平成27年11月下旬までには届けられる予定です)

- ・マイナンバーは原則として一生使うものになります。学生が手続で使う場面は上記の場合に限られます。取扱いには注意いただき、安易に友達などに教えることがないようにしてください。

※アルバイト等をされている方は、これまでも適切に納税を行われているかと思いますが、引き続き、適切に納税手続きを行うようお願いいたします。また、学生の皆さまにおかれては、勤労学生控除(国税庁のホームページ参照)もありますので参考にしてください。